

## 幼児教育・保育の無償化

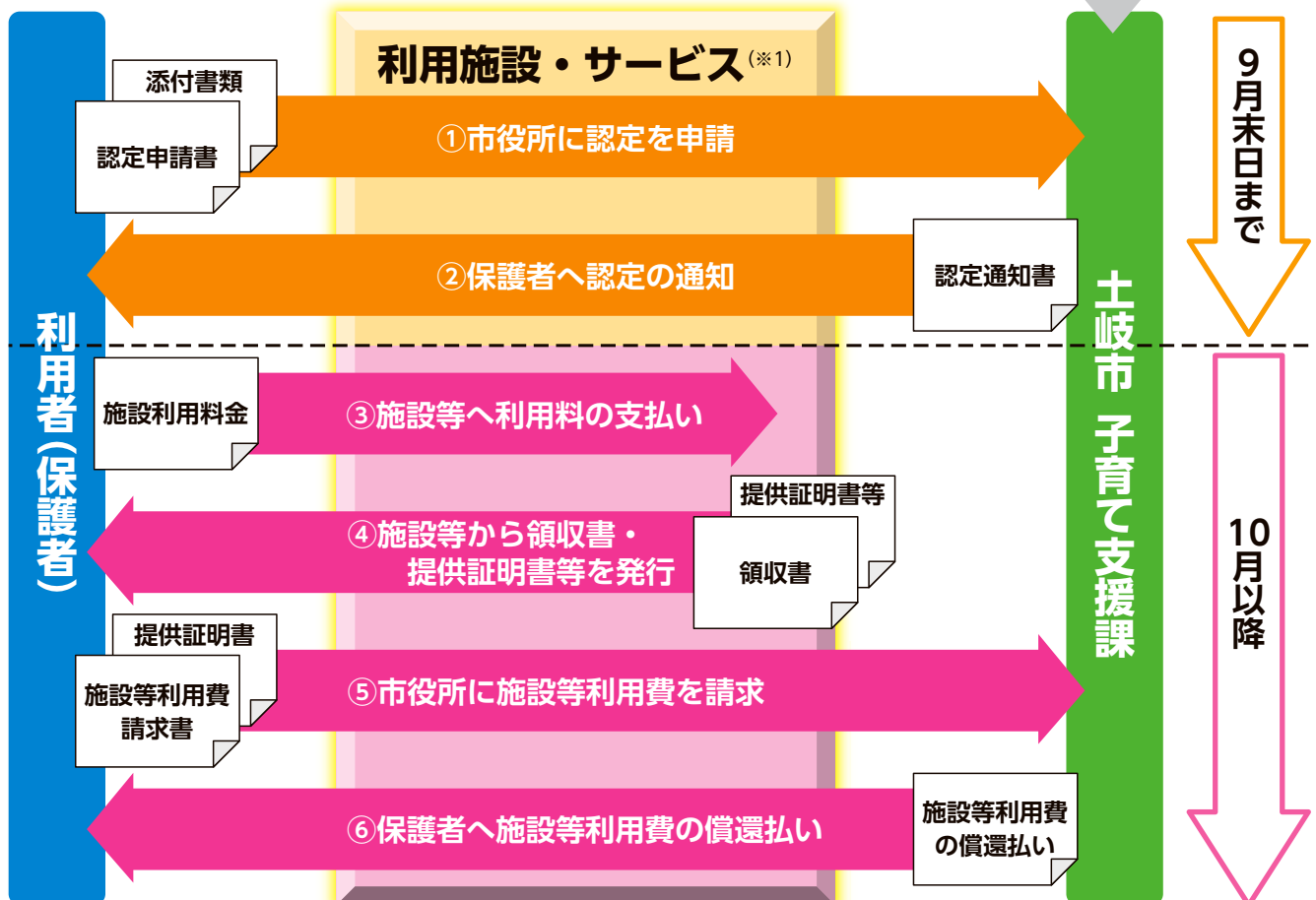
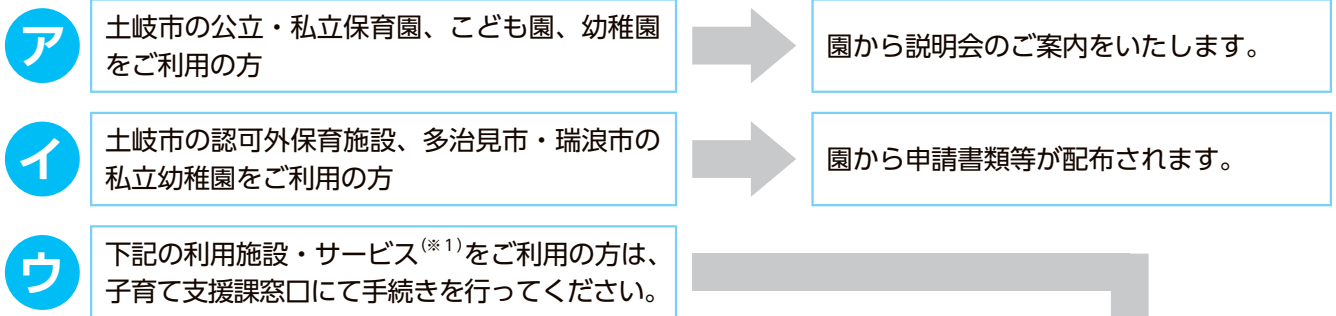
無償化の適用を受けるには、保護者の方が市へ申請し、認定を受ける必要があります。利用施設等により申請窓口が異なるのでご確認をお願いします。

**無償化の対象者** 3歳児から5歳児まで（小学校就学前）の子ども、0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯であつて、保育の必要性がある子ども

**対象期間** 令和元年10月1日から

**無償化対象施設、サービス**（一部無償とならない場合があります。）

保育園、幼稚園、こども園、地域型保育所、認可外保育施設、一時預かり事業等



※1 利用施設・サービス（一部無償とならない場合があります。）

多治見市、瑞浪市を除く市外の私立幼稚園を利用の方、市外の認定こども園・幼稚園で預かり保育を利用の方、国立大学付属幼稚園を利用の方、特別支援学校幼稚園部を利用の方、市外の認可外保育施設、一時預かり事業、ファミサポ（預かり）、病児保育、ベビーシッターをご利用の方

問 子育て支援課 幼稚園・保育園係（内線186・187）